

**介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス（第1号訪問事業）重要事項説明書
（青山ヘルパーステーション）**

1 事業者

事業者（法人）の名称	社会福祉法人いわみ福祉会
主たる事務所の所在地	島根県浜田市金城町七条ハ559番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 室崎富恵
設 立 年 月 日	昭和48年9月11日
電 話 番 号	0855-42-0091

2 事業所の概要

ご利用事業所の名称	青山ヘルパーステーション	
サ ー ビ ス の 種 類	浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(第1号訪問事業) 介護予防訪問介護(従来型) 訪問型サービス(第1号訪問事業) 訪問型サービスA(緩和型)	
事 業 所 の 所 在 地	島根県江津市二宮町神主1954番地31	
電 話 番 号	0855-54-3140	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	3270600137
事 業 の 実 施 地 域	江津市（桜江町を除く）	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護または要支援状態等にある利用者が、可能な限り、その居宅において安心して日常生活を過ごすことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、介護予防サービスまたは浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス（第1号訪問事業）を提供する。
運営の方針	当事業所の従事者は、利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス（第1号訪問事業）の提供にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら、目標を設定し、計画的に実行する。提供するサービスについては、常にその質の評価を行い、改善を図るものとする。

4 営業日時

営 業 日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前6時00分から午後8時00分まで。但し、利用者等の必要に応じて営業時間外のサービス提供（24時間の対応）も可能とする。

5 職員の配置状況

(1) 介護予防訪問介護（従来型）

職 種	勤務の形態	人数
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一体的に行う。	1 名 (常勤兼務)
サービス提供責任者	利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。	2 名 (常勤兼務)
訪問介護員	介護予防訪問介護の提供にあたる。	7 名 (常勤兼務2名)

(2) 訪問型サービス A（緩和型）

職 種	勤務の形態	人数
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一体的に行う。	1 名 (常勤兼務)
サービス提供責任者	利用申し込みに係る調整、従事者等に対する技術指導、訪問型サービス A 計画の作成等を行う。	2 名 (常勤兼務)
訪問介護員	訪問型サービス A（緩和型）の提供にあたる。	7 名 (常勤兼務2名)

6 提供するサービスの内容

(1) 介護予防訪問介護（従来型）のサービス内容

項 目	内 容
身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者等に対する家事の援助。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

(2) 訪問型サービス A（緩和型）のサービス内容

項 目	内 容
生活援助	家事を行うことが困難な利用者等に対する家事の援助。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

8 利用料

サービスを利用した場合の料金は、以下の基本部分、加算及びその他費用の合計の額となります。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護予防訪問介護（従来型）の利用料金（1単位＝10円）

ア 基本部分

利用者の要介護度	利用料金 (1月につき)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者・要支援1・2 (月額：週1回程度)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
事業対象者・要支援1・2 (月額：週2回程度)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
事業対象者・要支援2 (月額：週2回以上)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

イ 加算部分

サービス名称	利用料金 (1月につき)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月の所定単位数の13.7%			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本報酬の22.4%に相当する単位を所定単位数に加算 総合的な職員環境改善による職員の定着促進 ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職員環境の更なる改善、見える化で柔軟な配分を行います			

(2) 訪問型サービスA（緩和型）の利用料金

ア 基本部分

サービス名称	利用料金 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスAⅠ 45分以上60分未満	2,250円	225円	454円	681円
訪問型サービスAⅡ 20分以上45分未満	1,830円	183円	366円	549円

イ 加算部分

サービス名称	利用料金 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	2,000円	200円	400円	600円

※介護職員等処遇改善加算は算定いたしません。

(3) 支払い方法

上記(1)の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとに計算しご請求いたしますので、翌月までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、入金確認後に発行しお渡しいたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ご登録いただいた預金口座より、利用料を引き落させていただきます。 なお、引き落とし日はサービス利用月の翌々月の4日となります。
銀行振り込み	金融機関名：山陰合同銀行 都野津出張所 種別：普通 口座番号：2208377 名義：社会福祉法人いわみ福祉会（シャイクシホウジンイワミフクシカイ）
現金払い	窓口にてお支払いください。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センターへ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 虐待防止の措置について

(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を提起的(年1回以上)に実施します。
- ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置します。

○虐待防止に関する責任者

氏 名： くわばら ふみとし 桑原 文寿 【職名】 施設長

○高齢者虐待に関する相談・通報・お問い合わせなど
江津市

江津市地域包括支援センター	所 在 地 江津市江津町 1016 番地 37 済生会江津総合病院 1 階 電話番号 0855-52-7488 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
---------------	---

1 3 事業持続計画（BCP）について

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護事業が提供できるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施いたします。

1 4 衛生管理

(1) 訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。

※従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じます。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備します。

③訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 5 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情受付窓口	氏名：布施 浩子（管理者・サービス提供責任者） 氏名：佐々木 聖子（サービス提供責任者） 受付時間：午前8時30分から午後5時30分まで（月～金曜日） 連絡先（電話）：0855-54-3140
苦情解決責任者	氏名：桑原 文寿（施設長） 連絡先（電話）：0855-54-3100
第三者委員	氏名：佐々木康子 連絡先（電話）：0855-53-0164 氏名：川島 幸雄 連絡先（電話）：0855-52-5695 氏名：土崎 一雄 連絡先（電話）：0855-53-4625

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

機関名	所在地、電話番号、受付時間
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地：松江市学園1丁目7番14号 電話番号：0852-21-2811 受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）
島根県運営適正化委員会	所在地：松江市東津田町1741番地3 電話番号：0852-32-5913 受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）
浜田地区広域行政組合 介護保険課	所在地：浜田市殿町1番地 電話番号：0855-25-1520 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土・日・祝日除く）
江津市 健康医療対策課	所在地：江津市江津町1016番地4 電話番号：0855-52-2502 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土・日・祝日除く）

16 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 定められた業務以外の禁止

契約者は、「6 提供するサービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

(2) 介護予防サービスまたは浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス（第1号訪問事業）の実施に関する指示・命令

サービス実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、従業者はサービスの実施にあたって、契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(3) 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 島根県浜田市金城町七条ハ559番地2
事業者名 社会福祉法人いわみ福祉会
代表者職・氏名 理事長 室 崎 富 恵 印

説明者職・氏名 _____ 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

本人との続柄

氏 名 _____ 印